

第 1 1 7 号議案

足立区文化芸術劇場条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区文化芸術劇場条例

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術劇場を設置することにより、演劇をはじめとする文化芸術の鑑賞機会と自主的な文化芸術活動の場を提供するとともに、舞台芸術の創造及び人材の育成等を行い、地域文化の形成に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 文化芸術劇場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区文化芸術劇場

位置 東京都足立区千住三丁目 9 2 番地

(事業)

第 3 条 足立区文化芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 演劇等の公演その他の催し物に関すること。

(2) 芸術劇場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、芸術劇場の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 芸術劇場の施設は、次のとおりとする。

(1) 劇場

(2) 稽古場

- (3) ギャラリー
 - (4) 視聴覚室
 - (5) アトリエ
 - (6) 講義室
 - (7) 音楽練習室
- (休館日)

第 5 条 芸術劇場の休館日は、次のとおりとする。ただし、第 18 条の規定により芸術劇場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 1 月 1 日から同月 4 日まで
 - (2) 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで
- (開館時間)

第 6 条 芸術劇場の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用の承認)

第 7 条 芸術劇場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項に規定する利用の承認に際し、管理上必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項に規定する利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 芸術劇場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が芸術劇場の管理上支障があると認めたととき。

(利用料金の納入)

第 9 条 第 7 条第 1 項に規定する利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額)

第 10 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、利用料金を減額することができる。

(利用料金の不還付)

第 11 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたとときは、その全額又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項に規定する利用の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(2) この条例又は規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 1 項に規定する利用の承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が芸術劇場の管理上特に必要と認めるとき。

(特別の設備等)

第 1 3 条 利用者は、利用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 1 4 条 利用者は、芸術劇場の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 1 5 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終了したとき又は第 1 2 条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 1 6 条 指定管理者又は利用者は、芸術劇場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が相当と認められた損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入館の拒否等)

第 1 7 条 指定管理者は、芸術劇場の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第 1 8 条 芸術劇場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法

律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第19条 前条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 芸術劇場の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、芸術劇場の目的の効果的な実現及び芸術劇場を利用する者の便益その他の事項を考慮して指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業

(2) 芸術劇場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が芸術劇場の管理に必要と認める業務

(秘密保持の義務)

第21条 指定管理者及び芸術劇場の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、芸術劇場を利用する者の個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、芸術劇場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第18条及び第19条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後の芸術劇場の利用に係る利用の承認その他の利用に関する手続については、施行日前にこれを行うことができるものとし、指定管理者の指定がされるまでの間は、教育委員会がこれを行う。

別表（第9条関係）

種 別		限度額（1日につき）
劇場		500,000円
稽古場		100,000円
ギャラリー		300,000円
視聴覚室		70,000円
アトリエ		70,000円
講義室		50,000円
音楽練習室		30,000円
付属設備	舞台設備	50,000円
	音響設備	100,000円
	照明設備	170,000円
	その他	100,000円

（提案理由）

文化芸術劇場を開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。